

4/29 木

防衛相が海保長官を指揮

海保の準軍事化懸念

政府は28日、「武力攻撃事態」の際に、防衛相が海上保安庁を統制下に入れる手順や役割をまとめた「統制要領」を決定しました。昨年末に改定した安保3文書に基づく措

置で、「非軍事」を原則とする海保の準軍事化が懸念されます。

防衛相が指揮するのは海保長官に限定。自衛隊が戦闘地域での防衛を、海保が避難住民の輸送などをそれぞれ担います。指揮下に置く場合、事前の閣議決定を必要とします。

自衛隊法80条は有事に当たり「海保を防衛相の統制下に入れることができる」と規定していますが、これまで具体的な手続きを定めた文書はありました。統制要領は、海保の具体的な任務として、①住民の避難・救助②船舶への情報提供・避難支援③捜索救難・人命救助④港湾施設等のテロ警戒⑤大震災時等の難民への対応措置の一のいとしています。

5分野を例示しましたが、これに限定されません。

海保が非軍事組織たる海上保安庁法の規定を踏まえ、海保は

制下に入る手順や役割をまとめた「統制要領」を決定しました。昨年末に改定した

等のテロ警戒⑤大震災時等の難民への対応措置の一のいとしています。